非農地証明書発行の取扱要領が変更されました

非農地証明書を申請する方は「非農地証明願」に必要書類を添付し、農業委員会に提出してください。

その場合の非農地証明書発行の取扱要領が次のように変更されましたので通知します。

記

(1) 添付書類

(ア)土地登記簿謄本　一通

(イ)公図写　一通

(ウ)付近見取図　一通

(エ)その他非農地となったことを証明するもの　一通

(2) 申請者は地区の農業委員の現認の上提出すること。

(3) 委員会は証明願いに基づき、原則として農業委員三人以上と事務局職員により内容を検討の上、現地調査を行い適否を決定する。

(4) 調査結果は農地部会へ報告し、その後証明書を発行する。

(5) 証明手数料は市条例による（一件につき二千円）

非農地証明とは、農地以外となって十年以上経過したもの。

農地法第三条許可申請について

(1) 将来とも一定年限（三年～五年）以上自ら耕作することの誓約書の提出。

(2) 耕作されていない農地については耕作されるまで審議を留保する。

なお、実施は二月一日からです。

昭和六十三年一月十一日

【南国市農業委員会】

母子家庭のお母さんへ

母子寡婦福祉連合会では若年母子育成事業として、次の日程で手づくり教室と昭和六十三年度の事業計画などについて話し合いを行います。多くの参加をお願いします。

昼食の準備がありますので、希望者は福祉事務所社会係まで申し込みください。

◎日時・3月6日(日)、午前10時から午後2時ごろまで。

◎場所・浜すし会館。

◎持参するもの・タオルまたは、おしぼり、裁縫用具。

◎申し込み締め切り日

2月29日(月)。

◎問い合わせ・福祉事務所社会係（☎(63)2111内線160、162）まで。

所得税の確定申告は正しく早めに

2月16日～3月15日

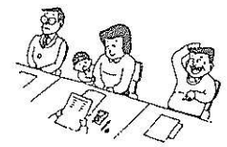

旧国民年金の老齢年金の支払いが年6回に

現在三月、六月、九月、十一月の年四回に分けて支払われている旧法の国民年金の老齢年金の支払いが、六十三年二月から二月、四月、六月、八月、十月、十二月の年六回支払いに変わります。

これは、年金受給者の「支払い回数を増やして欲しい」という要望におこたえして実施するものですが、一回の支払いが三ヵ月分から二ヵ月分となり、一回ごとの受け取り金額が少なくなりますので、とまどうことのないようにしてください。

※詳しいことのお尋ねは民生課年金係（☎(63)2111内線137、169）までお問い合わせください。

在宅障害児・者交流バスのお知らせ

土佐郡、長岡郡、南国市内の在宅障害児、障害者の相互の交流と社会参加の促進を図るため「昭和62年度土佐長岡郡・南国市在宅障害児・者交流バス」を運行します。

◪主催・土佐長岡郡福祉事務所

◪日時・3月8日(火)　午前10時30分から

◪見学場所・紙の博物館（伊野町）

◪対象・土佐郡、長岡郡、南国市の在宅身体障害児、障害者及びその家族、40人

◪申し込み締め切り・2月15日(月)

※詳しいことは福祉事務所社会係（☎(63)2111内線160、162）までお問い合わせください。

青少年に有害図書を『見せない、売らない、買わせない』ようにしましょう。

【南国市少年補導センター】

【南国市補導委員会】

建設工事指名願 物品見積競争参加 受け付けは3月1日～15日

■建設工事指名願

昭和六十三年度の南国市が行う建設工事等の「指名競争入札参加審査申請書」（指名願）の受け付けは、三月一日から三月十五日までです。ただし、六十二年度申請をしている業者は六十三年度分の申請の必要はありません。

様式は、市内、県内業者は県指定様式、県外業者は建設省統一様式です。市内業者は、市税納税証明書を添付してください。証明書（一部二百円）は税務課税務管理係で発行しています。

申し込みは、財政課財政係まで、郵送でも受け付けます。

なお、水道工事については、水道局へも別途提出が必要です。

※指名願は隔年制度のため、六十二年度、六十三年度有効です。ただし、申請内容に変更が生じたときは、そのつど変更の手続きが必要です。

■物品見積競争参加

昭和六十三年度の南国市が購入する物品の競争見積参加の申請書の受け付けは、三月一日から三月十五日までです。

物品購入（印刷、修繕を含む）の入札に参加を希望する方は、財政課まで提出してください。

なお、詳しいことはそれぞれの係でお尋ねください。

南国市役所（☎(63)2111）

〒783　南国市大埇甲2301

○財政課財政係（内線407）

○水道局　〒783　南国市大埇甲1960の2（☎(63)1234）

厄抜観音大祭

2月27日（旧正月10日）

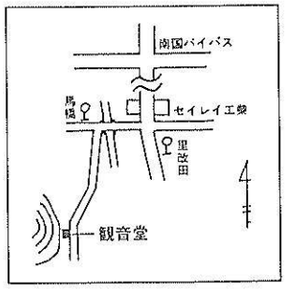

里改田の観音堂で二月二十七日(月)、「厄抜観音大祭」が行われます。

時間・午前7時～午後5時

（昼食のため、正午から午後1時まで休憩）

※詳しいことは、世話人の竹村繁之助さん（☎(85)8585）まで。

今月の納税

固定資産税（4期分）

国民健康保険税（6期分）

納期限は2月末日です

市税は納期内に納付しましょう

水洗便所にする方へ

便所を水洗便所にし、し尿浄化槽を設置する場合には、浄化槽を設置する方たちに次のことが義務付けられています。なお、昭和六十年十月に浄化槽法が施行され、これらの義務が強化されていますので注意してください。

◪浄化槽設置の届け出

し尿浄化槽を設置しようとする場合には、設置者は関係書類を高知県環境管理センターを通じ県知事に届け出なければなりません。

無届けでし尿浄化槽を設置した場合は、三月以下の懲役または二十万円以下の罰金に処せられます。

市内にし尿浄化槽を設置する場合は、次の方々の同意が必要です。

部落総代または区長、公民館長等

放流先の河川等の管理者（土木委員、田役総代等）

地区衛生委員

◪有資格者による浄化槽の設置

し尿浄化槽の設置は法の定めるところにより、国家資格である浄化槽設備士でないと設置が認められておりません。

無資格者による浄化槽の設置は、十万円以下の罰金に処せられます。

【生活環境課】

農業小口資金の貸し付け

2月29日までに申し込みを

この資金は、同和地区内に居住する農林業者に対して、経営の改善と所得の増大を図るため、施設の設置、機械や資材の購入などの資金を、予算の範囲内で貸し付けるものです。

◪貸し付け限度額・一世帯当たり十万円

◪利率・無利子

◪貸付期間・貸し付けの日から一年以内

◪償還方法・一時払いもしくは半年払い

◪貸付枠・五世帯で五十万円

◪申し込み・産業経済課か中央福祉館、南部福祉館へどうぞ。

【産業経済課】